

経 済 産 業 省

20160602 電 委 第 1 号

平成 2 8 年 6 月 3 日

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 武部 俊郎 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長 八田 達夫



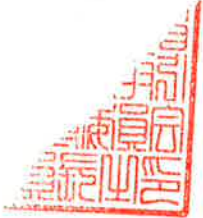
電気使用量の確定通知の遅延等について（報告徴収）

上記の件について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定に基づき、下記の項目について、1. ～3. については平成28年6月8日までに、4. については平成28年6月17日までに報告することを求めます。

なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告を求めることがあります。

記

1. 本件の収束に向けた対策及びその効果としての遅延件数の推移に関すること
※全体のスケジュール及び体制を具体的に記載すること。
※システム不具合に係る対策については、発生原因パターンごとに対策を記載すること。
※対策の効果としての遅延件数の推移については、需要データ・発電データ、特別高圧・高圧・低圧、東京電力エナジーパートナー株式会社とその他小売電気事業者ごとに報告すること。
2. 小売電気事業者、電気の利用者及び発電を行う事業者に対するこれまでの対応に関すること

- 
- ・今回の問題により、影響を受けている小売電気事業者、電気の利用者及び発電を行う事業者に対して生じている影響と、当該影響に対する認識

※例えば、小売電気事業者等の財務への影響などの直接的な影響、電気の利用者から小売電気事業者に対する信用などの間接的な影響等、個別具体的に記載すること。

- ・当該影響に対する認識に基づき行ってきた対応

※時系列で対応を具体的に記載すること（特に事業者への周知、問合せ対応状況、料金精算対応状況など）。

※社内で対応部署を特定している場合には、当該部署も含めた管理体制を記載すること。

3. 小売電気事業者、電気の利用者及び発電を行う事業者に対する今後の対応に関すること

- ・通知遅延が継続している現状において、今後想定しうる影響及び当該影響に対する対処方針

※例えば、小売電気事業者から電気の利用者への電気料金の複数月の一括請求、小売電気事業者の倒産等に対する影響等、個別具体的に記載すること。

4. システム不具合解消に向けた取組に関すること

- ・平成28年5月20日付け20160520資第1号による報告徴収への回答において記載のあった検針データ連携の不具合の詳細

※体制及び原因究明の状況について具体的に記載すること。

※解消の見込みについてもできるだけ具体的に記載すること。

※その他不具合の新たな原因が判明した場合には、その点についても記載すること。